

議案第六七号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例について  
三朝町印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年十二月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅 己

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例(昭和二十九年三朝町条例第二十四号)の一部を次のように改正する

第十四条中、別記様式第二号を次のように改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十五年十二月二十日から適用する。

別記様式第二号

註 明 書

住所 鳥取県東伯郡三朝町大字

番地

印 鑑

年 月 日生

右の印鑑は届出の印鑑と相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県東伯郡三朝町長 氏 名

昭和十五年十一月三十日 原案可決 三朝町議會議長 加藤幸太郎

